

## 合併処理浄化槽機能回復助成に関する規程

### 第1条 目的

浄化槽の性能維持と会員の負担軽減のため、会員が使用する浄化槽本体又は付属機器（送風機等）が破損又は故障し、修理又は買換えを行う際に予算の範囲内で助成を行う。

### 第2条 助成の対象

助成金の支払い対象となる修理及び機器の買換えは下記の範囲とする。

- (1) 付属機器の修理、交換及び本体修理の軽微なもの  
(送風機、ポンプ、タイマー、マンホール蓋、コック等)
- (2) 浄化槽本体及び内部の修理（軽微なものを除く）  
(仕切り板破損、ろ材浮上・落下、本体変形、担体流出、底部ヒビ等)

### 第3条 助成の対象外

浄化槽周りの配管（流入管、柵等）及び便器等の破損、詰り等の修理の場合は助成の対象外とする。

### 第4条 助成金額

修理等にかかった費用（買換えの場合は取付け費用を含む）の2分の1又は15万円の少ないほうの金額。

ただし、(1)付属機器の修理、交換において、同一箇所の複数回発生した場合は高い方を上限とする。

### 第5条 修理計画書

助成を受けようとする者は、あらかじめ修理計画書（別紙1）に次の各号に掲げる書類を添付して協会に提出し、受領印を受けた後、工事に着手しなければならない。

- (1) 修理見積書の写し
- (2) 修理が必要なことを示す写真（写真が撮れない場合は説明図面）
- (3) 機器のカタログ（付属機器等の交換に限る）
- (4) その他協会が必要と認める書類（本体補修工事、放流ポンプ等、工事が伴うものに限り、協会指定の工事請負書の請負者用の写しを添付）

### 第6条 修理完了報告書

助成対象者は、修理後1ヶ月以内に修理完了報告書（別紙2）に次に掲げる書類を添付して協会に提出しなければならない。

- (1) 修理明細書の写し（請求書の写し）
- (2) 領収書の写し
- (3) 修理が完了したことを示す写真
- (4) 保証書の写し（付属機器等の交換については、機器の保証書の写し。工事が伴う

(5) その他協会が必要と認める写真

第7条 助成金の確定

協会は、前条の規定により提出された修理完了報告書を審査し、助成金の額を確定して助成金交付確定通知書（別紙3）により助成対象者に通知する。

第8条 助成金支払いの限度

会員につき（複数の浄化槽を使用する場合は、浄化槽につき）、年間の助成金の限度額は15万円以内とする。

第9条 その他

浄化槽の管理を長期間放棄し、又は必要な修理を長期間放置した場合、又は故意や重大な過失による修理等の場合は、助成の対象としない。

附則

- ①この規程は平成27年4月1日から実施する。
- ②会員が協会の指導により、平成26年度中に本体の修理を行い、既に助成金を受けている場合は、4で定める助成金との差額の金額を追加で助成する。